 札幌道税事務所

|  |
| --- |
| **令和６年度　中古商品自動車の自動車税種別割減免申請について** |

　 自動車販売業者が４月１日現在において商品として所有し、かつ、展示している自動車で一定

 の要件を満たすものは、自動車税種別割の減免を受けることができます。

 本年度の自動車税種別割減免申請期間（**札幌道税事務所に対するもの**）

|  |
| --- |
|  **令和６年５月７日　から　令和６年５月２４日　（期限厳守）** |

 後述のとおり、一般財団法人日本自動車査定協会への、商品中古自動車証明書の申請期間は、**令和６年**

**４月１日から令和６年４月２６日または４月３０日まで（期限厳守）**に定められています。

**支所によって異なりますので、事前にご確認願います。**

**申請行為は、日本自動車査定協会に対するものと、札幌道税事務所に対するものの２つがあります**

**ので、ご注意ください。**

 次の要件や裏面の手続を確認の上、申請してください。

 **◆ 減免対象となる自動車販売業者の要件 ◆**

 次の１から５の要件を満たすことが必要です。

|  |
| --- |
|  １　古物営業法第３条の規定による許可（古物商許可）を受けており、令和６年３月３１日までに、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に、主たる営業所又は古物市場の名称及び所在地等を届け出していること。（当該事項について調査を行い、該当しないことが判明した場合は、当該申請を不承認とします。） ２　自動車税種別割に係る徴収金について滞納がないこと。 ３　令和６年度の自動車税種別割**（※）**について納期限までに納付していること。 ４ 道税の滞納処分を受けた者にあっては、当該滞納処分の日から２年を経過していること。 ５ 地方税に関する違反行為を行った者にあっては、その刑の執行又は通告処分を履行した日から　 ３年を経過していること。 **※　「令和６年度の自動車税種別割」とは、減免申請する自動車税種別割だけではなく自動車販売　　 業者が納税義務者となっているすべての自動車税種別割です。（５月の定期課税以外も含む）** |

 **◆ 減免対象となる自動車の要件 ◆**

 次の１と２の要件を満たすことが必要です。

|  |
| --- |
|  １　令和６年４月１日午前０時現在、商品として所有し、かつ、展示しているもので、一般財団法人日本自動車査定協会により商品である旨の証明がされていること。 ２　令和６年４月１日午前０時現在、自動車販売業者が自動車登録ファイル（運輸支局の登録）の所有者及び使用者として登録されていること。 **※　自動車登録ファイルの所有者及び使用者と古物商の許可を受けている者は同一であること。** **※** **新規登録（新車、中古車とも）した自動車、社用車、試乗車、代車、リース車、レンタカ**ー **などは、中古商品自動車には該当しません。****※　移転登録後に車検更新を行った自動車については基本的に社用車と判断します。** |

 **◆ 減免額 ◆**

|  |
| --- |
|  　自動車税種別割の年税額の１２分の３に相当する額が減免されます。　　ただし、４月に抹消登録した場合は自動車税種別割の年税額の１２分の１に相当する額、５月　に抹消登録した場合は自動車税種別割の年税額の１２分の２に相当する額が減免されます。６月　以降に抹消登録した場合には自動車税種別割の年税額の１２分の３に相当する額が減免されます。　※　減免額の還付は９～１０月頃を予定しております。 |

 **（裏面に続く）**

  **◆ 手続の流れ ◆**

|  |
| --- |
| ① 申請書類を作成する。 ※　申請書類の様式は札幌道税事務所のホームページからダウンロードできます。 　（ホームページアドレス　**https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/jidosya.html**）　　※　入力シートに登録番号など必要事項を入力し、申請書類を印刷してください。 **「商品中古自動車証明申請書」「商品中古自動車証明書」**は一般財団法人日本自動車査定協会 各支所へ、**下記④に記載の提出書類を**札幌道税事務所自動車税部へ提出してください。 |

|  |
| --- |
| ② 一般財団法人　日本自動車査定協会各支所へ商品中古自動車の**証明申請**をする。　１　申請期間　　**令和６年４月１日から令和６年４月２６日または４月３０日まで（期限厳守）****支所によって異なりますので、事前にご確認願います。**　２　提出書類　　**「商品中古自動車証明申請書」「商品中古自動車証明書」**　　　　　　　　　**その他、一般財団法人日本自動車査定協会各支所が定める書類等が必要です。****詳しくは下記支所までお問い合わせください。**　　　札幌支所（０１１）７０４－４１９５　　函館支所（０１３８）４９－４５３３　　帯広支所（０１５５）３３－２２３８　　　　　　釧路支所（０１５４）５１－２２３１　　北見支所（０１５７）２４－８３２１　　旭川支所（０１６６）５１－９４５６ |

|  |
| --- |
| ③ 一般財団法人日本自動車査定協会各支所から**「商品中古自動車証明書」**の交付を受ける。 |

|  |
| --- |
| ④　札幌道税事務所自動車税部へ自動車税種別割の**減免申請**をする。　１　申請期間　　**令和６年５月７日から令和６年５月24日まで（期限厳守）**　２　提出書類 ア　**「自動車税種別割減免申請書」「自動車税種別割中古商品自動車連絡表」** イ　**古物営業法第５条第２項の許可証（手帳）の写し**（許可年月日、許可番号、許可を受けた者の氏名（名称）、住所（所在地）及び異動事項がわかる部分の写し）　　ウ　減免を受けようとする自動車の**令和６年度分自動車税種別割納税通知書の写し**　　エ　**「商品中古自動車証明書」**（上記③で一般財団法人日本自動車査定協会各支所が交付したもの） |

|  |
| --- |
| ⑤　**申請者が納税義務者となっている自動車税種別割すべてを納期限までに納付する。** |

 **◆ 特に注意する事項 ◆**

|  |
| --- |
|  １　**申請期間を経過すると申請を受理しません**ので必ず期間内に提出してください。　 ２　令和６年度の自動車税種別割は納期限までに納付してください。自動車税種別割は、５月７日付けで発付している定期課税分（納期限が５月３１日）と、随時に納税通知書を発付しているものがあります。随時に納税通知書を発付している自動車税種別割の納期限はそれぞれ違っていますので、必ず、**それぞれの納期限までに納付してください。**４月又は５月に抹消登録した自動車は、抹消減額後の税額のみの納付で結構ですが、必ず、当初の納税通知書に記載されている納期限までに納付してください。 　なお、抹消減額後の税額分の納付書がお手元にない場合は、当事務所まで連絡願います。 　**１台でも納期限後に納付した場合は、減免申請した全部について承認しません。** ３　届きました納税通知書や納付書は、**未着のものがないか必ず確認してください。**  |

 ◆ 問い合わせ先 　〒００１－８５８８　札幌市北区北２２条西２丁目１番３０号

 　　　　　　 札幌道税事務所　自動車税部　自動車税課税課

 　　　　　　　電話　（０１１）７４６－１１９５

  　　　　　　 札幌道税事務所

|  |
| --- |
| **次のような場合には、中古商品自動車の減免は****受けられませんので、もう一度確認してください。** |

・新車新規登録又は中古新規登録で登録された自動車については、中古商品自動車とは判断されません。

・自動車修理を依頼された時に貸し出す自動車、又はその目的で車検を更新した場合は代車と判断されます。

・営業用、運搬用等の理由で自社で使用する自動車、又はその目的で車検を更新した場合は社用車と判断されます。

・試乗を目的とする自動車、又はその目的で車検を更新した場合は試乗車と判断されます。

・貸与することを目的とした自動車、又はその目的で車検を更新した場合はレンタカー若しくはリース車と判断されます。

・中古商品自動車として購入した自動車を、賦課期日（4月1日）前に上記のような利用をされた場合は、そのときから用途が変更となり中古商品自動車とは判断されません。

|  |
| --- |
|  ・その他、移転登録後に車検を更新した場合は、基本的に自社で 使用する自動車と判断されますのでご注意ください。 |

◆ 問い合わせ先 　〒００１－８５８８

　　　　　　　　　　札幌市北区北２２条西２丁目１番３０号

 　　　　　　札幌道税事務所自動車税部　自動車税課税課

 　　　　　　 電話　（０１１）７４６－１１９５